

麻生藩校「精義館」の『論語』教育を人材育成に活用 「精義館」ひと・まちづくり講座を開催

大河ドラマで紹介され「ならぬことはならぬ」で一躍有名になった会津藩教育の土台となってきた会津藩校「明倫館」、また茨城県内では著名な水戸藩弘道館などと同様に、この行方地方にも多くの有能な人材を輩出してきた教育機関の歴史があったことをご存知でしょうか？

武館」跡があります。幕末には吉田松陰など勤王志士たちも全国から訪れ、庶民の教育水準の高さに驚かされた記録を残していました。これらの藩校や郷校は、藩士のみならず向学心ある商家や農家等庶民にも開放されていたようです。

行方市内には、麻生藩新庄氏の設置した藩校「精義館」跡や水戸藩徳川氏の弘道館の系譜である地方教育施設「玉造郷校（文

中でも、麻生藩では教育振興の一環として『論語』などを題材とした藩士の教育を

実践してきました。京都に近い近江出身で将軍家にも仕え、初代新庄直頼は外様藩ながら徳川家康との交友関係もあったことから、学問に重きを置き第4代藩主新庄直時の時代である延宝期（1673～1681）

には、津久井俊備を講師に取り立て江戸藩邸において儒学講座などを開講し、「家塾形態」の教育活動を始めています。その後も津久井氏一門を教育方に登用し江戸藩邸を中心に「私塾型」の教育活動を続けました。第11代藩主新庄直計は「寛政異学の禁」に反対した山本北山の折衷学を踏襲する吉田義輔にも儒学を講義させたりしています。第15代藩主直敬は明治2（1869）

年に本貫地で陣屋を置いたこの麻生の地に



おとなの論語指導者養成セミナー

藩校「精義館」を設立し、学問の目的、教員の職制、学制そして教育の方法等を整え教育基盤の礎を築いたのでした。

このような伝統文化の再興と併せて地域の課題を考えると、現代社会は大きく変化し、価値観の多様化およびグローバル化により人々の結びつきが弱まっています。一人一人の繋がりがあのように感じるICT化やデジタル化もまた真の心の交流を希薄化していると指摘されています。

このことから、本市ではまちづくりの基礎は人づくりとして捉え、麻生藩が江戸時代をとおして取り組んできた人材育成のための教育活動のすがたから人づくりの術を学ぶこととしました。特に「精義館」の儒

学の教えの中から『論語』を取り上げ、子どもたちにその教えを伝えられる社会人のリーダーづくりを実施しているところです。

前半の講座では、「おとなの論語指導者養成セミナー」として6月から8月までの7回シリーズで『論語』の基本と麻生藩校「精義館」の教育のすがたを学びました。講師には、茨城工業高等専門学校教授の瀬尾邦雄先生を迎え、孔子や『論語』の基礎を学びました。また、藩校「精義館」の名の由来となった『論語精義』をおして、『論語』の精神的価値と哲学性が最高の人格を形成することなどの教育を大切に推し進め、常陸国における教育の先駆的存在となっていたと考えられることなどを学びました。

後半の講座では、受講生と企画政策課まちづくり担当を中心に、『論語』に息づく思いやりの心や相手をおもんばかる心、あるいは志を持ち最後までやり通す精神力の醸成などの力を、児童・生徒そして親子を対象とした学びの場を創れるよう学習会を継続することとなっています。

応用編は、10月5日からスタートいたします。『論語』を活かした教育活動に興味のある方は、左記までお問い合わせください。

問 企画政策課（麻生庁舎）

☎ 0299（72）0811



麻生藩家老屋敷記念館

市営住宅の入居者

を募集します

都市建設課(玉造庁舎)

☎0269(55)0111

みなみ原団地(旧麻生)

所在地 青沼841-14

間取り 3LDK

構造 RC造

募集戸数 1戸

諸井団地(旧玉造)

所在地 玉造甲4175

間取り 3LDK

構造 RC造

募集戸数 1戸

応募資格 次の①～③の全ての要件に該当する方

①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方

②市税等を滞納していない方

③条例で定める基準内の収入である方

(例)一般世帯の場合(1世帯の合計所得-控除額)÷12≦15万8千円以下

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課(玉造庁舎)に提出

申込締切 9月2日(月)～9月18日(水)

その他

【入居者の選考】

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い入居者を決定いたします。

難病患者福祉見舞金支給制度

(平成25年度分)

社会福祉課(玉造庁舎)

☎0269(55)0111

行方市では、難病患者に対して、

難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図るために

「難病患者福祉見舞金」を支給します。

平成25年度も支給対象になる方は、

申請をしてください。

対象者 行方市に住所を有する方で、

茨城県から交付された「一般特定疾

患医療受給者証」または、「特定疾患

登録証」をお持ちの方

見舞金額 年額 1万円

申請期間 9月2日(月)～10月31日(木)

必要書類

①「一般特定疾患医療受給者証」また

は「特定疾患登録証」

②難病患者本人の預金通帳

③印鑑

9月1日～30日までは動物愛護月間です

動物愛護フェア

～人と動物が共生する地域社会の現実～

日時 9月21日(土) 10:00～15:00
会場 水戸市千波公園徳川光圀公像前広場等
内容 愛犬のしつけ方相談・動物なんでも相談(猫等の飼い方・健康について)・動物愛護啓発(啓発グッズ等の配布)・読み聞かせ(好文カフェ内)
 ※動物愛護推進員や獣医師がお答えします。
連絡先 茨城県動物指導センター Tel.0296-72-1200
 ☆お散歩はリードを付けて! ☆ウンチ袋を携帯しましょう!

この期間は、広く県民の間に動物の愛護と動物の正しい飼い方についての関心と理解を深めていくことを目的としています。

- 動物を飼うときは、習性をよく理解し、終生責任を持って飼いましょう。
- 人と動物との調和のとれた豊かな環境作りが心げましょう。
- 動物をいたわり、命を大切にしましょう。
- 「不幸な命」を産まない、産ませないために、不妊・去勢手術を受けましょう。
- 飼い主は、鑑札、迷子札をつけるなど所有者明示をし、逸走防止に努めましょう。
- 動物をみだりに虐待し、または遺棄した者は罰金(50万円以下)に処せられます。

オータムジャンボ宝くじ

サンキュオータム!!

3億9千万円!

1等・前後賞 合わせて

9/20(金) 発売!

【発売期間】9月20日(金)～10月11日(金) [抽せん日] 10月18日(金)

売り切れ 発売終了!

1等... **3億3,000万円×13本**
 前後賞... **各3,000万円×26本**
(発売総額390億円・13ユニットの場合)

★この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。
 ★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入をお願いします。

1枚 300円

宝くじに関するお問合せ クレーン

03-3535-9033[みずほ銀行]
 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

《 市 公 用 車 を 売 却 し ま す 》

売却方法 条件付一般競争入札

【入札物品1】

車 名：パジェロ

排 気 量：2.47L

初年度登録：平成2年6月

車検満了日：平成25年7月24日

走行距離：202,368km

(平成25年7月24日現在)

最低売却価格：10,000円(税抜き)



【入札物品2】

車 名：ウイングロード

排 気 量：1.49L

初年度登録：平成10年5月

車検満了日：平成25年5月12日

走行距離：195,661km

(平成25年5月12日現在)

最低売却価格：10,000円(税抜き)



【入札参加資格】 ①個人の場合：行方市に住民基本台帳登録または外国人登録されている方
法人の場合：行方市に事業所を有する法人

②市税に未納の税額がない方

【入札案内書】 配布日：9月2日(月)～9月19日(木) ※土・日・祝日を除く。

配布場所：麻生庁舎 財政課契約検査グループ / 玉造庁舎 都市建設課用地管理改良グループ

【参加申し込み】 申込期間：9月9日(月)～9月19日(木) ※土・日・祝日を除く。

申込場所：麻生庁舎 財政課契約検査グループ

【物品公開】 日 時：9月9日(月)～9月19日(木) ※土・日・祝日を除く。

午前9時～午後4時(ただし、正午から午後1時までを除く)

公開場所：玉造庁舎駐車場

【入札予定】 日 時：9月30日(月) 午後1時30分 / 入札会場：麻生庁舎 別棟 会議室

※ その他、入札参加申込方法、申込条件等があります。詳しくは『入札案内書』をご確認ください。

【問い合わせ先】 入札：財政課契約検査グループ(麻生庁舎・TEL 0299-72-0811)

物品：都市建設課用地管理改良グループ(玉造庁舎・TEL 0299-55-0111)

行方市で いっしょに 健康づくり			
診療時間		健康保険診療	
平日	午前9時～12時 午後2時～7時	健康保険	初検料 再診料
土曜日	午前9時～12時	1割負担	800円 600円
祝日	午前9時～12時	2割負担	950円 450円
休診日	日曜日 1月1日～3日	3割負担	1100円 600円
		子供料金	500円 300円
		中学生迄	

健康保険を使って痛みを改善を最強マシン！ポラリスカインで深層筋マッサージと柔道整復で施術致します
はり、きゅうで慢性化した痛みの改善を致します

各種健康保険・労災・交通事故 受付

山下鍼灸整骨院

行方市船子7-4 TEL 0299-77-5959

屋外広告物の表示には許可が必要です

～まちの良好な景観のために～

まちの中には、さまざまな種類の「屋外広告物(※)」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可を受けることが必要です。

まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などの壁面利用広告などをいいます。

- ◆ 屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

- (1) 自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）

次の場合は、禁止地域でも表示することができます。

- ・ 広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合
- ・ 広告物の合計面積が100㎡以下（第1種禁止地域にあっては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下）で、許可基準に適合し、市町村長の許可を受けた場合



- (2) 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合など

道路の敷地境界から一定の範囲の区域（商業地域等を除く。）、信号機の付近などの「禁止地域」および街路樹、道路標識、電柱などの「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

- ◆ 屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

- ◆ 屋外広告物の許可手続きや許可基準などについては、下記問い合わせ先へご相談ください。新たに店舗等を建築するなどの際に、屋外広告物を表示する場合は、事前にご相談をお願いします。

(問い合わせ先) 行方市建設部都市建設課都市計画グループ TEL 0299-55-0111

茨城県土木部都市局都市計画課都市行政グループ TEL 029-301-4579

第74回国民体育大会

愛称・スローガン募集

平成31(2019)年の第74回国民体育大会(茨城国体)の公開競技「ゲートボール」会場が行方市北浦第1グラウンドに決定されました。

茨城国体開催に向けて、県民に勇気と感動を与え、子どもたちが夢と希望をもたらす大会としていくことを象徴し、県民総参加の機運を盛り上げ、広く県民に愛されるとともに、「いばらぎの魅力」を全国に発信できるような「愛称」と「スローガン」を募集します。

募集期間 9月2日(月)～10月31日(木)

応募資格 制限はありません。

申込方法 郵便はがき、FAX、インターネット(パソコン)のいずれかの方法で応募してください。インターネットご利用の方は、茨城県庁ホームページ内の国体推進課(第74回国民体育大会茨城県準備委員会事務局)のホームページから応募できます。

申込締切 10月31日(木)(当日消印有効)

その他 応募方法等の詳細については、ホームページをご確認ください。

ホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/bugai/kokutai/>

問・申 茨城県国体推進課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6
☎029(301)5394 FAX029(301)5399

フットパスウォーク参加者募集

フットパスとは、イギリスが発祥で、里山、田園風景、町並など地域にある風景を楽しみながら歩ける小径（こみち）のことです。一般的なウォーキングや観光地巡りとは異なり、地域に昔からあるありのままの光景を楽しみながら歩くのが特徴です。

今回、江戸時代この地を治めた麻生藩ゆかりの地を巡る「麻生陣屋コース」のフットパスウォークを計画いたしました。

皆さまのご参加をお待ちしております。



期 日 10月3日(木)

場 所 天王崎観光交流センター（白帆の湯） 行方市麻生 419-1

内 容 受付（13:00～13:30）→ 麻生陣屋コースでのフットパスウォーク（13:30～15:30）→ 休憩後解散 ※雨天決行

そ の 他 フットパスウォークを行うため、歩きやすい服装、靴、雨天時の雨具等を用意してください。

参加費 500円 定員 40名 募集期限 9月25日(水)

申込方法 電話、FAXにて

申し込み・問い合わせ先 商工観光課（北浦庁舎）

電話 0291-35-2111 FAX 0291-35-3258



麻生陣屋コース

江戸時代この地を治めた麻生藩ゆかりの地を巡る！

かつて麻生藩新庄氏が治めたこの地は、歴史的な文化財が数多く残されており、馬出し祭りや大原神社山車曳き祭りなど伝統のある祭りも行われている。

所要時間：1時間10分
距離：6km
カロリー数：300kcal



八坂神社は、1612(慶長17)年、麻生藩主となった新庄氏が麻生藩内24か村の総鎮守として建立した。祭神はスサノオノミコト、勇壮な再出し祭で知られる。

江戸時代、麻生藩の家老、藩家の家屋敷、攻城準備文化財、記念館として公開されている。歴代は、1857(安政4)年に再建されたもの。開館日：木・金・土・日曜日及び祝祭日(年末年始は除く)、開館時間：午前9時～午後4時。

大聖山海了寺、1657(明暦3)年、麻生藩3代藩主新庄直好公が、海主一統と家臣の菩提寺として建立した。本堂には歴代藩主の大名牌が安置されている。

鎌倉時代から戦国時代までの約400年間、この地を支配した麻生氏の居城、麻生城跡に造られた公園、桜の名所として知られる。自由広場、アジサイ園などがある。公園からの眺望が素晴らしい。



浄化槽をお使いの皆さまへ

【問い合わせ】下水道課（玉造庁舎）TEL0299-55-0111 茨城県生活環境部環境対策課 TEL029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、皆さまのご協力をお願いします。

保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。
- また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ばっ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。
- 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月以内に行う必要があります、その後は毎年1回受ける必要があります。
- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（TEL 029-291-4004）に申し込みをしてください。

一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。大変便利なシステムですので、ぜひご利用ください。
- 現在契約されている保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会（TEL 029-291-4004）に申し込みをしてください。



※単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流されています。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ1/8に減らせます。身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

医療機関で健診を受けるには

対象：行方市国民健康保険加入者
(40歳から75歳未満の方)

- 国保年金課へ直接申し込み（保険証持参）
- 電話での申し込み

…特定健診受診券を発行します
(電話で申し込まれた方には郵送します)

医療機関に予約をして受診してください
受診当日は受診券・保険証・健診料500円が必要です

結果を見る(必要なら医療や特定保健指導を受ける)

生活習慣を改善

健康

行方市内で受診できる医療機関
なめがた地域総合病院・曾内科クリニック・鈎持外科医院・
小沼診療所・北浦診療所
※その他の契約医療機関については国保年金課までお問い合わせください。

【問い合わせ】国保年金課 TEL 0299-55-0111 内線 131

シリーズ 国民健康保険

特定健診は医療機関でも受診できます

医療保険者（国保含む）では、40歳～75歳未満の方を対象とする、特定健康診査と特定保健指導の実施が義務づけられています。

市で実施の健診をなかなか受診できない方は、医療機関で受診できることをご存知ですか。生活習慣病は、自覚症状がほとんどなく、気付かないうちに進行します。定期的に健診を受ければ、その結果から早めに予防することができます。今年度、40歳・45歳・50歳・55歳になる方は無料になります。



税金のお知らせ

不動産公売の案内

今月の税金

固定資産税 第3期
国民健康保険税 第3期
納付期限（口座振替日）
は9月30日です。

市では、差押不動産の入札による公売を実施します。参加を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでもご覧いただけます。

- 公売日時 平成25年10月30日（水）
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 行方市役所北浦庁舎2階第1会議室

■公売対象不動産

区分	所在	地番	地目	地籍 (㎡)	見積金額 (円)	公売保証金 (円)
13-1	根小屋字埜地東	1016	田	1575	550,000	60,000
13-2	島並字上	1731	田	1749	480,000	50,000
13-3	於下字於下	2217	田	1519	530,000	60,000
13-4	於下字今宿	2401	田	2504	800,000	80,000
13-5	小貫字三ツ井戸	937-1	田	880	210,000	30,000
13-6	小貫	2810-7	山林（現況：雑種地）	330	500,000	50,000
13-7 （2筆一括）	西蓮寺字弁天	420-4 420-5	宅地（現況：雑種地） 宅地（現況：雑種地）	39.43 870.95	390,000	40,000
13-8	玉造字カキトリ	甲 5166	畑	784	170,000	20,000

※所在はすべて行方市内

- 農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 TEL 0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることのできない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811